

各 回 内 容

第1回 2/14[金] 講師：玉木幸則

地域でともに暮らすために障害の有無が 生活の『障害』とならない社会をめざして

日常的な暮らしの中で、ともすると障害者は「これはこの人のためなんだから」「少しは我慢してくれないと」といった周囲の関わりによって権利侵害をされる場合があります。TVでおなじみの玉木さんから、地域生活支援の現場で起きている具体的事例を挙げつつ、障害者差別の現状を学びます。

第2回 2/20[木] 講師：崔栄繁

「私たちのことを、私たち抜きに決めないで！」 ～障害者権利条約と障害の捉え方～

障害の「医療モデル」と「社会モデル」という言葉をご存じですか？ かつて障害という現象は、障害のある個人の問題だと考えられていましたが、現在では、障害者が経験する社会的不利は社会環境によって作られた問題だと考えられています。多くの障害者が自ら声を挙げることによって生み出されたこの大きな価値観の転換について、国連障害者権利条約の制定に至る過程を軸に学びます。

第3回 2/27[木] 講師：崔栄繁
ファシリテーター：松波めぐみ

障害者差別解消法にみる「障害者」の定義、 「差別」概念の定義と整理

障害者差別解消法の定める「障害者」とはどのようなものでしょう？ 多くの障害当事者へのヒアリングと議論をもとに

整理された、「差別」と「ハラスメント」の区別、そして「不均等待遇」＝直接差別と、「合理的配慮」に関係するものの区分について、学びます。

また講義後半には、事前に参加者からお寄せいただいた具体事例を取り上げ、何が差別にあたるのか、ケーススタディで考えます。

第4回 3/6[木] 講師：徳田靖之

だれもが安心して暮らせるまちづくりとは？ ～大分県の条例づくりの現場から～

障害のある人もない人も共に安心して暮らせる地域づくり 大分県条例制定の現場から 法施行後は、各自自治体で具体的な体制づくりが求められています。2014年度施行予定の大分県条例づくりに関わる徳田さんより、具体的にどんな事例が挙げられ、どのような議論がされたか、お話を伺います。

第5回 3/13[木] 講師：永井哲

地域社会に求められる環境整備を考える ～情報保障とはなにか？～

2013年10月「鳥取県手話言語条例」が成立しました。2011年に改正された障害者基本法でも言語として位置づけられている手話。障害者とともに日常生活を送る中で、手話通訳、要約筆記、点字資料への対応など、情報保障としてどのような環境整備が必要なのか、学びます。

■申込み・問い合わせ

ホームページ <http://www.ihri.jp>

- ・氏名、連絡先住所・電話(FAX)番号、メールアドレス、参加ご希望回、受講動機を記入のうえ、以下のいずれかへお申込みください。(書式自由)
- ・申込多数の場合、先着順で一括受講申込者を優先させていただきますので、個別の受講はお断りさせていただく場合がございます。ご了承ください。

※2月10日(月)必着

※ご記入いただきました情報は、講座の運営上の目的以外には利用いたしません

○大阪市立総合生涯学習センター FAX送付先：06-6345-5019

○国際人権大学院大学(夜間)の実現をめざす大阪府民会議 事務局

必要事項を明記し、Eメールまたはハガキにてお申込みください。 E-mail ihri2013@yahoo.co.jp
ハガキ送付先 〒552-0001 大阪市港区波除 4-1-37 HRCビル9F TEL.06-6581-8693

■会場地図

第1回 HRCビル<AIAIおおさか>5階ホール

最寄駅：
JR環状線…弁天町駅
大阪市営地下鉄…
弁天町駅
いずれも徒歩8分



第2～5回 大阪市立総合生涯学習センター 5階

最寄駅：
JR東西線…北新地駅
JR環状線…大阪駅
大阪市営地下鉄…
西梅田・梅田・東梅田駅

